

長崎大学志願者の入学検定料免除について

令和8年8月
長崎大学

長崎大学では、災害により被災された志願者の経済的負担を軽減するとともに、志願者の受験機会を確保するため、入学検定料の免除を下記のとおり講じます。

記

1 免除の対象となる者

本学の学部又は大学院に入学を志願する者のうち、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されている市町村で被災し、次のいずれかに該当する者

- （1）学資負担者が死亡又は行方不明の場合
- （2）学資負担者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊又は流失した場合

2 対象となる入学試験及び措置内容

災害が発生した後に実施する学部入試及び大学院入試に係る入学検定料を全額免除します。

3 免除の対象となる期間

当該災害が発生した日の属する年度の次々年度入学（10月入学を含む。）までの入学者選抜を対象とします。

4 申請方法

この免除を希望される方は、出願前に必ず長崎大学学生支援部入試課へ御連絡ください。その上で、次の申請書類を、出願される選抜の出願期間開始日の1週間前までに郵送してください（出願時に検定料を振り込まないよう御注意ください。）。

- （1）[検定料免除申請書](#)（別紙様式。本学のホームページからダウンロードしてください。）
- （2）死亡又は行方不明を証明する書類（上記1（1）に該当する方）※コピー可
- （3）り災証明書（上記1（2）に該当する方）※コピー可

なお、学部入試においては、申請書類受理後に、インターネット出願登録に必要な「検定料免除のパスワード」を通知します。

編入学試験、大学院入試については、学部または研究科により出願方法が異なるため、個別に申請方法をお知らせすることがあります。

り災証明書等の準備が期限までに間に合わない場合は、出願前に必ず各問合せ先へ御連絡ください。

5 本件に関する問合せ先

学部入試 長崎大学学生支援部入試課 電話 095-819-2111
(〒852-8521 長崎市文教町1-14)

編入学試験 [本学各学部入試担当](#)

大学院入試 [本学各研究科入試担当](#)